

狭あい道路等事前協議申出書

令和 年 月 日

松山市長 様

申出者 住所 氏名 電話 ()

代理人 住所 氏名 電話 ()

担当 ()

松山市狭あい道路等拡幅整備要綱第4条第1項又は第2項の規定に基づき、狭あい道路等に面する拡幅整備用地の帰属、整備及び管理の方針について事前協議の申し出をします。

1 事前協議の物件	事前協議の申出地	地名地番	松山市			
		住居表示	松山市			
	申出地の所有者	住所氏名	(申出者と土地所有者が異なる場合に記入すること)			
	工事の予定					
	手続の予定					
2 の狭あい道路等	番号	1	2	3		
	位置	(配置図による)				
	種別					
	※建築基準法の分類					
	※拡幅整備用地の帰属					
3 添付資料	必ず添付するもの	1. 付近見取図(建築確認用の図面に準じる。) 2. 配置図(建築確認用の図面に準じる。狭あい道路の現況を詳しく記入する。)				
	必要に応じて添付するもの	1. 委任状(代理者が申し出をする場合) 2. 拡幅整備線の確定報告書(拡幅整備線が確定している場合) 3. 既存の建築確認書等(建替えの場合等既存の建築確認書等が参考となる場合) 4. 公図(写し)・土地登記簿等・印鑑証明書・その他参考となるもの				
※記事			※ 受付欄		※ 審査欄	
				課長	担当(計画審査)	受付
					担当(現地調査)	

記入上の注意事項

- 1 確認申請又は計画通知等の物件毎に作成して下さい。(連坦地の場合はまとめて作成できます。)
- 2 申出者は、狭あい道路等に面する土地に、建築工事等をしようとする者(建築主等)としてください。
- 3 自己所有地以外の場合は、事前に土地所有者の承諾を得てください。また、当該土地に所有権以外の権利(登記済み・未登記のものを含む)がある場合は、事前に当該権利者の承諾を得てください。
- 4 申出者・申出地の所有者が複数のため書き切れないときは、代表者名及び「他〇名」と記入してください。
- 5 2欄は、路線数が多く、書き切れないときは、適宜別紙を追加して記入してください。
- 6 2欄の道路種別は、市道の底地が里道の場合は、市道として記入してください。
- 7 3欄は、該当するものの記号に〇をしてください。
- 8 事前協議済み書(副本)にも、添付資料を添付してください。
- 9 ※欄は記入しないでください。

狭あい道路等事前協議済み書(交付・仮交付)

令和 年 月 日

事前協議の申出者 様

松山市長
(建築指導課扱い・公印省略)

松山市狭あい道路等拡幅整備要綱第4条第3項の規定に基づく事前協議が終了し、拡幅整備用地内に建築物等及び障害物がないので、事前協議済み書を交付(仮交付)します。

1 事前協議の物件	事前協議の申出者	住所氏名			
	事前協議の申出地	地名地番	松山市		
		住居表示	松山市		
	申出地の所有者	住所氏名	(申出者と土地所有者が異なる場合に記入すること)		
	工事の予定				
手続の予定					
2 の狭あい道路等	番号	1	2	3	
	位置	(配置図による)			
	種別				
	※建築基準法の分類				
	※拡幅整備用地の帰属				
3 申出者の了解事項	共通事項	1. 工事完了検査申請書(工事完了通知書)提出の4日前までに、拡幅整備線を、取扱い細則第6条に規定する方法により表示し、届け出ます。 2. 要綱第6条第3項に規定する拡幅整備済みの標章の設置を承諾します。			
	今後の対応	1. 拡幅整備用地を松山市に寄附する場合は、後日、その手続きをします。 2. 寄附以外の場合は、拡幅整備用地を、建築物等及び障害物がなく、通行に支障がないように、自主的に整備し、管理します。			
	仮交付(拡幅整備線が未確定)の場合	1. 拡幅整備線を早期に確定し、結果報告書を提出します。 2. 敷地が減少した場合は、計画変更の確認申請又は計画通知の手続きをします。			
	その他	1. 自己所有地以外の場合は土地所有者の承諾を、当該土地に所有権以外の権利(未登記のものを含む)がある場合は当該権利者の承諾を得ています。 2. 申出者・土地所有者が複数のため、代表者名及び「他〇名」と記入している場合は、代表者は他の者の承諾を得ています。			
※記事			※ 受付欄	※ 交付欄	
				令和 年 月 日 (交 付 ・ 仮 交 付)	

記入上の注意事項

- 事前協議申出書(正本)の注意事項を参考にして記入してください。
- この事前協議済み書(副本)は、事前協議申出書(正本)と同時に提出してください。
- 事前協議書(正本)と同じ添付資料を添付してください。